

第95回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時：2019年6月21日（金曜日）
午前10時

場所：大阪国際交流センター
大阪市天王寺区上本町8丁目2番6号

- ・開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。
- ・開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

議決権行使期限：2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分

目 次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告書	26
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 吸収分割契約承認の件	32
第3号議案 定款の一部変更の件	38
第4号議案 取締役全員任期満了につき 13名選任の件	39
第5号議案 監査役全員任期満了につき 7名選任の件	49
第6号議案から第26号議案まで 株主からのご提案	54
議決権の行使についてのご案内	69
株主総会会場ご案内	裏表紙

証券コード 9503

2019年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役会長 八 木 誠

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、69頁から70頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2019年6月21日（金曜日） 午前10時**

2. 場 所 大阪市天王寺区上本町8丁目2番6号

大阪国際交流センター

3. 目的事項

報告事項

1. 2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第5号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 吸収分割契約承認の件

第3号議案 定款の一部変更の件

第4号議案 取締役全員任期満了につき13名選任の件

第5号議案 監査役全員任期満了につき7名選任の件

〈株主(35名)からのご提案(第6号議案から第9号議案まで)〉

- 第6号議案 定款一部変更の件(1)
- 第7号議案 定款一部変更の件(2)
- 第8号議案 定款一部変更の件(3)
- 第9号議案 定款一部変更の件(4)

〈株主(95名)からのご提案(第10号議案から第17号議案まで)〉

- 第10号議案 剰余金処分の件
- 第11号議案 取締役解任の件
- 第12号議案 定款一部変更の件(1)
- 第13号議案 定款一部変更の件(2)
- 第14号議案 定款一部変更の件(3)
- 第15号議案 定款一部変更の件(4)
- 第16号議案 定款一部変更の件(5)
- 第17号議案 定款一部変更の件(6)

〈株主(2名)からのご提案(第18号議案から第21号議案まで)〉

- 第18号議案 定款一部変更の件(1)
- 第19号議案 定款一部変更の件(2)
- 第20号議案 定款一部変更の件(3)
- 第21号議案 定款一部変更の件(4)

〈株主(1名)からのご提案(第22号議案から第25号議案まで)〉

- 第22号議案 定款一部変更の件(1)
- 第23号議案 定款一部変更の件(2)
- 第24号議案 定款一部変更の件(3)
- 第25号議案 定款一部変更の件(4)

〈株主(1名)からのご提案(第26号議案)〉

第26号議案 定款一部変更の件

〔上記の会社提案(第1号議案から第5号議案まで)および株主からのご提案(第6号議案から第26号議案まで)にかかる議案の内容等は31頁から68頁に記載のとおりであります。〕

以 上

-
- ・ 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ・ 上記の事項につきましては、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kepco.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2018年度の当社グループは、さらなる成長の実現を目指した「関西電力グループ中期経営計画（2016-2018）」の達成に向け、グループの総力を結集して取り組んでまいりました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、電気事業において、小売販売電力量が増加したものの、電気料金の値下げなどにより、電灯電力料収入が減少しましたが、地帯間・他社販売電力料が増加したことに加え、ガス事業や情報通信事業の売上が増加したことなどから、売上高（営業収益）は3兆3,076億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を1,906億円上回り、3兆3,601億円となりました。一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、原子力プラントの運転再開による費用の低減効果があったものの、小売販売電力量および地帯間・他社販売電力量が増加したことや燃料価格が上昇したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて2,041億円増加し、3兆1,565億円となりました。この結果、経常利益は2,036億円となりました。

また、昨年の台風21号に伴う災害により128億円、ならびに国際事業の投資案件における損失により180億円を特別損失に計上いたしました。以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,150億円となりました。

当年度の期末配当については、業績が4期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、2019年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり25円といたしたいと存じます。

事業別の業績については、次のとおりであります。

a. 電気事業

原子力プラントについては、2017年に本格運転を再開した高浜発電所3、4号機に続き、大飯発電所3号機は昨年4月、大飯発電所4号機は昨年6月にそれぞれ本格運転を再開しました。この大飯発電所3、4号機の本格運転の再開を受け、昨年7月から、関西のお客さまの電気料金を平均で5.36%値下げいたしました。

運転を再開した原子力プラントについては、今後とも、安全・安定運転に努めてまいります。

運転期間延長の認可をいただきました高浜発電所1、2号機および美浜発電所3号機については、安全を最優先に、再稼動に向けた工事を進めているところであります。

なお、特定重大事故等対処施設については、早期完成に向けて引き続き最大限の努力を継続してまいります。

廃止措置計画の認可をいただきました美浜発電所1、2号機については、廃止措置工事を実施しているところであります。また、大飯発電所1、2号機については、昨年11月に廃止措置計画の認可申請を行い、原子力規制委員会の審査を受けているところであります。

当年度の小売販売電力量は、電灯分野において需要数の減少などがあったものの、電力分野において契約電力が増加したことなどから、1,178億3千万キロワット時と前年度にくらべて2.2%の増加となりました。その内訳を見ますと、「電灯」については、376億7千万キロワット時と前年実績を9.8%下回りました。また、「電力」については、801億5千万キロワット時と前年実績を9.1%上回りました。

売上高については、小売販売電力量が増加したものの、電気料金の値下げなどにより、電灯電力料収入が減少しましたが、地帯間・他社販売電力料が増加したことなどから、前年度にくらべて721億円増加し、2兆6,683億円となりました。

一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、原子力プラントの運転再開による費用の低減効果があったものの、小売販売電力量および地帯間・他社販売電力量が増加したことや燃料価格が上昇したことなどから、営業費用が増加しました。この結果、営業利益は前年度とくらべて297億円減少し、1,405億円となりました。

b. ガス・その他エネルギー事業

売上高については、ガス事業においてガス販売量が増加したことや、ガス販売価格が上昇したことなどから、前年度にくらべて695億円増加し、2,108億円となりました。

一方、支出面では、ガス事業費用が増加したことなどから、営業費用が増加しました。

この結果、営業損失は44億円と、前年度にくらべて54億円の減益となりました。

c. 情報通信事業

売上高については、F T T Hサービス「e o光」や携帯電話サービス「mineo（マイネオ）」、電力小売サービス「e o電気」の加入者が増加したことなどから、前年度にくらべて145億円増加し、2,177億円となりました。

一方、支出面で、徹底したコスト削減に努めたものの、売上の増加に伴い営業費用が増加しました。

この結果、営業利益は前年度にくらべて62億円増加し、325億円となりました。

d. その他の事業

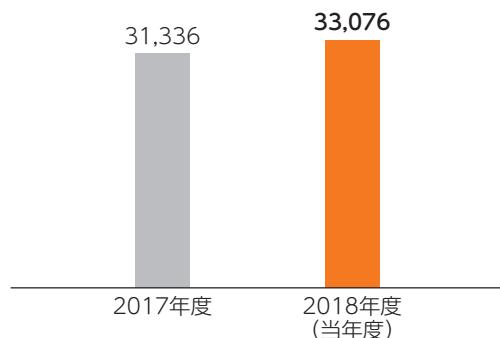
売上高については、不動産事業における住宅事業分野およびビル事業分野での売上の増加や、当社グループ外からの工事の受注の増加などから、前年度に比べて176億円増加し、2,107億円となりました。

一方、支出面で、徹底したコスト削減に努めたものの、売上の増加に伴い営業費用が増加しました。

この結果、営業利益は前年度に比べて82億円増加し、386億円となりました。

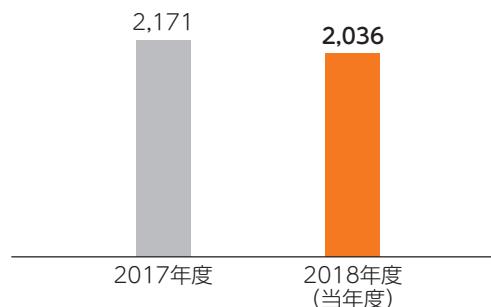
売上高（連結）

(単位：億円)



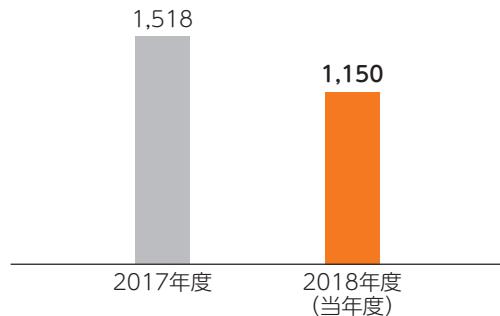
経常利益（連結）

(単位：億円)



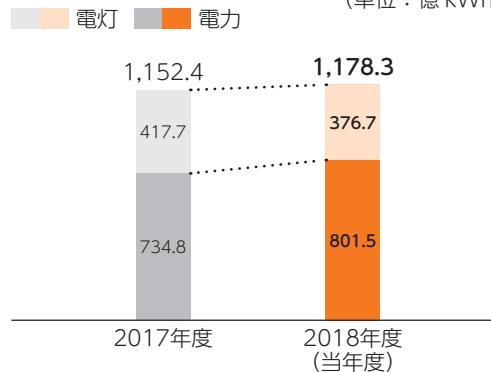
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）

(単位：億円)



小売販売電力量

(単位：億 kWh)



(2) 対処すべき課題

当社グループは、本年3月に策定した「関西電力グループ中期経営計画（2019-2021）」のもと、厳しい競争に打ち勝つための取組みを徹底し、エネルギー分野における日本のリーディングカンパニーとして飛躍を遂げるとともに、あらゆる領域で、社会課題、環境性、技術革新の動きにしっかりと向き合い、様々な課題解決に貢献し、「持続可能な未来社会の実現を支える共通基盤」の主要な担い手として、お客さまと社会のお役に立ち続けることを目指してまいります。

この中期経営計画では、引き続き、「安全最優先」と「社会的責任の全う」を経営の基軸に位置づけ、安全・安定供給の責務を果たしつつ、人材育成をはじめ経営基盤の強化に取り組んでまいります。なかでも、安全・安定供給については、昨年の台風21号の教訓なども踏まえ、レジリエンスの強化を進めてまいります。

そのうえで、原子力プラントの安全・安定運転を継続し、高浜発電所1、2号機、美浜発電所3号機の再稼働を安全最優先で着実に進めていくとともに、国内外で再生可能エネルギーの開発・活用をさらに積極的に推進し、「低炭素」のリーディングカンパニーとして、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

また、お客さまや社会のみなさまのニーズが多様化する中、オール電化や電気・ガス・グループサービスを組み合わせたご提案のほか、お客さまのお役に立つ様々なサービスの拡充などを通じて、「安心・快適・便利」で経済的なエネルギーサービスを幅広くお届けしてまいります。

さらに、グループの総合力を活かし、イノベーションを加速することで、新たな事業・サービスを創出し、お客さまや社会の課題解決に幅広く貢献してまいります。

そして、これらの取組みを推進する原動力として、デジタル技術の活用による企業変革「デジタルトランスフォーメーション（DX）」を実現し、生産性の飛躍的向上や、新たな価値の創出に取り組んでまいります。

あわせて、来年4月の送配電事業の法的分離に対しても、円滑に実施できるような的確に対応してまいります。

当社グループは、これらの施策を着実に実行することで、企業価値の増大を図り、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

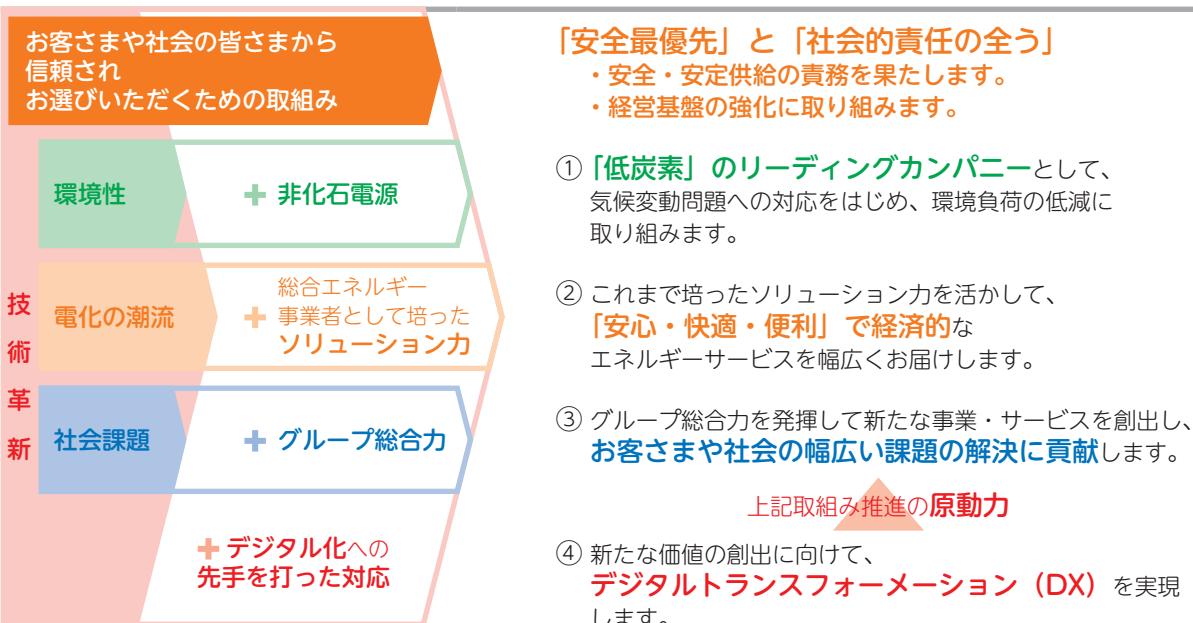
関西電力グループ中期経営計画（2019－2021）

私たちの「目指す姿」

エネルギー分野における日本のリーディングカンパニーとして、さらには「**持続可能な未来社会の実現を支える共通基盤**」の主要な担い手として、お客さまと社会のお役に立ち続ける

取組みの方向性

環境変化 + 当社グループのこれまでの強み → これからの取組み方向性



財務目標

	2019～2021年度	2028年度
経常利益	3カ年平均 2,000億円 以上	3,000億円 以上
自己資本比率	20% 以上	30% 以上
ROA	3カ年平均 3.0% 以上	4.0% 以上

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

電気事業	3,663億円
ガス・その他エネルギー事業	245億円
情報通信事業	390億円
その他の事業	637億円
内部取引消去	△ 84億円
設備投資総額	4,852億円

b. 主な設備の新增設工事等

		発 電 設 備	送 変 電 設 備
継続中	設備更新	[水 力] 丸山発電所 (151,000kW)	—————

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
3,100億円	2,906億円

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
6,455億円	6,284億円

c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
6,250億円	5,090億円

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 (第92期)	2016年度 (第93期)	2017年度 (第94期)	2018年度 (当期)
売上高 (営業収益)	32,459億円	30,113億円	31,336億円	33,076億円
経常利益	2,416億円	1,961億円	2,171億円	2,036億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,408億円	1,407億円	1,518億円	1,150億円
1株当たり当期純利益	157.59円	157.58円	170.01円	128.83円
総 資 産	74,124億円	68,531億円	69,850億円	72,573億円

- (注) 1. 2015年度は、電気料金の値上げを行ったものの、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
2. 2016年度は、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
3. 2017年度は、小売販売電力量の減少や電気料金の値下げの影響があったものの、託送収益や他社販売電力料の増加に加え、ガス事業や情報通信事業が拡大したことなどにより、売上高は増加いたしました。また、燃料価格が上昇したことなどによる経常費用の増加があったものの、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。
4. 2018年度は、電気料金の値下げの影響があったものの、地帯間・他社販売電力量の増加などにより、売上高は増加いたしました。一方、地帯間・他社販売電力量の増加や燃料価格の上昇などにより、経常費用が増加し、経常利益は減少いたしました。また、災害による損失、関係会社投資損失を特別損失に計上したことなどから、親会社に帰属する当期純利益は減少いたしました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・オプティコム	330.0億円	100.0%	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保守を含めた運転保全サービス、電気事業
関電不動産開発株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理、不動産投資顧問業
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
株式会社ニュージェック	2.0	84.0	土木・建築等に関する調査・設計・工事監理
株式会社関電パワーテック	1.0	100.0	火力・原子力発電設備の運転・保守管理、産業廃棄物の処理・再生利用、石炭灰・資機材等の販売
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
株式会社環境総合テクノス	1.0	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
関電システムソリューションズ株式会社	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社関電L&A	0.3億円	100.0%	リース、自動車整備、保険代理店
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	3.91 (億アメリカドル)	100.0	オーストラリアにおけるプル ートLNGプロジェクトの開 発・採業・管理
* 日本原燃株式会社	4,000.0	16.6	ウラン濃縮事業、再処理事業、 廃棄物管理事業、廃棄物埋設事 業
* 株式会社きんでん	264.1	33.7	電気・情報通信・環境関連工事
* 株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、 取替および電気制御機器の製 造、販売
* San Roque Power Corporation	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電 事業

- (注) 1. 総合エネルギー事業の競争力強化と情報通信事業のさらなる成長を図るため、2019年4月1日に組織再編を行い、株式会社ケイ・オプティコムは株式会社オプテージに、関電システムソリューションズ株式会社は株式会社関電システムズに、それぞれ社名を変更しております。
2. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。
3. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、電気やガス、ユーティリティサービスなどの総合的なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー・送配電事業」、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」、不動産関連サービスや生活関連サービスの提供を行う「不動産・暮らし事業」等の事業を展開しております。

(8) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）

(b) 発電所

区 分	発電所名	所在地
水力発電所 (出力100,000 k W以上)	喜撰山	京都府
	奥吉野	奈良県
	大河内、奥多々良木	兵庫県
	木曾、読書	長野県
	丸山、下小鳥	岐阜県
	新黒部川第三、音沢、黒部川第四	富山県
火力発電所 (出力1,000,000 k W以上)	堺港、南港、多奈川第二	大阪府
	舞鶴	京都府
	海南、御坊	和歌山県
	姫路第一、姫路第二、相生、赤穂	兵庫県
原子力発電所	美浜、高浜、大飯	福井県
太陽光発電所 (出力10,000 k W以上)	堺太陽光	大阪府

b. 重要な子会社の本店所在地

会社名	本店所在地
株式会社ケイ・オプティコム	大阪府大阪市
株式会社関電エネルギーソリューション	
関電不動産開発株式会社	
株式会社かんでんエンジニアリング	
株式会社日本ネットワークサポート	
関電プラント株式会社	
株式会社ニュージェック	
株式会社関電パワーテック	
関電ファシリティーズ株式会社	
株式会社環境総合テクノス	
関電システムソリューションズ株式会社	
関電サービス株式会社	
株式会社関電L & A	オーストラリア 西オーストラリア州 パース市
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	

(9) 使用人の状況

区分	使用人数	前年度末比増減
電気事業	18,823名	－364名
ガス・その他エネルギー事業	669	32
情報通信事業	3,595	346
その他の事業	9,510	56
合計	32,597	70

(注) 使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	4,033億円
株式会社みずほ銀行	2,824
株式会社三菱UFJ銀行	2,616
株式会社三井住友銀行	2,013
三井住友信託銀行株式会社	1,551
日本生命保険相互会社	1,905

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
(2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
(3) 株主数 27万9,489名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
大阪市	68,287千株	7.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	44,831	5.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	37,189	4.16
日本生命保険相互会社	32,611	3.65
神戸市	27,351	3.06
関西電力持株会	18,599	2.08
株式会社みずほ銀行	17,378	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	16,010	1.79
大阪市高速電気軌道株式会社	15,461	1.73
JP MORGAN CHASE BANK 385151	11,289	1.26

(注) 出資比率は、自己株式(45,128,186株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
* 取締役会長	八 木 誠		エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役 日本生命保険相互会社社外取締役 公益社団法人関西経済連合会副会長
* 取締役社長	岩 根 茂 樹		田辺三菱製薬株式会社社外取締役
* 取締役副社長執行役員	豊 松 秀 己	原子力事業本部長	
* 取締役副社長執行役員	土 井 義 宏	送配電カンパニー長、 行為規制担当、 業務全般	日立造船株式会社社外監査役
* 取締役副社長執行役員	森 本 孝	経営企画室、 エネルギー・環境企画室、 中間貯蔵推進担当	東洋テック株式会社社外取締役
* 取締役副社長執行役員	井 上 富 夫	人財・安全推進室担当、 立地室担当、 業務全般	株式会社かんでんエルハート 取締役社長 社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長
* 取締役副社長執行役員	彌 園 豊 一	営業本部長	
取締役 常務執行役員	杉 本 康	調達本部長、 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、 経理室担当	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 常 務 執 行 役 員	大 石 富 彦	水力事業本部長、 研究開発室担当、 土木建築室担当	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	島 本 恭 次	火力事業本部長	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	稲 田 浩 二	エネルギー・環境企画室担当 (エネルギー企画)、 電力需給・取引推進室担当、 IT戦略室担当	
取 締 役	井 上 礼 之		ダイキン工業株式会社取締役 会長兼グローバルグループ代 表執行役員 阪急阪神ホールディングス株 式会社社外取締役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役	沖 原 隆 宗		株式会社三菱UFJ銀行特 別顧問 損害保険ジャパン日本興亜 株式会社社外監査役 株式会社オービックビジネ スコンサルタント社外取締 役
取 締 役	小 林 哲 也		近鉄グループホールディ ングス株式会社取締役会長 近畿日本鉄道株式会社取締 役会長 近鉄不動産株式会社取締役 会長 株式会社きんえい取締役 三重交通グループホールデ ィングス株式会社社外取締 役 株式会社近鉄エクスプレス 社外取締役 株式会社近鉄百貨店取締役 会長 KNT-CTホールディ ングス株式会社取締役会長 公益社団法人関西経済連合 会副会長

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常任監査役	八 嶋 康 博	(常勤)	株式会社きんでん社外監査役
常任監査役	田 村 康 生	(常勤)	
常任監査役	樋 口 幸 茂	(常勤)	
監 査 役	土 肥 孝 治		弁護士
監 査 役	榎 村 久 子		京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長 関西大学客員教授 積水ハウス株式会社社外監査役
監 査 役	十 市 勉		一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与
監 査 役	大 坪 文 雄		パナソニック株式会社特別顧問 帝人株式会社社外取締役

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役沖原隆宗および取締役小林哲也の各氏は、社外取締役ではありません。
3. 監査役土肥孝治、監査役榎村久子、監査役十市勉および監査役大坪文雄の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
5. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネージャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役小林哲也氏は、2019年5月23日付をもって株式会社近鉄百貨店の取締役会長から取締役役に就任しております。
7. 監査役榎村久子氏は、2019年3月31日付をもって関西大学客員教授を退任しております。
8. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる役員の員数【人】(注2)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬(注1)	
取締役 (社外取締役を除く)	542	454	65	23	13
監査役 (社外監査役を除く)	116	116	—	—	3
社外取締役	27	27	—	—	3
社外監査役	37	37	—	—	4

(注1) 株式報酬の金額は、当該事業年度の費用計上額を記載しております。

(注2) 対象となる役員の員数には、第94回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。

なお、株式報酬については、対象となる役員の員数は11名です。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬については、取締役の報酬等に関する客観性・透明性の向上を目的に、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、同委員会の適切な関与・助言を得たうえで取締役会にて決定しております。

取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成しております。このうち、業績連動報酬の割合は、報酬総額の1割を目安として設定しております。

なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場にあることを勘案し、独立性を高める観点から、月例の基本報酬のみで構成しており、監査役の協議により決定しております。

(4) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	井上礼之	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	冲原隆宗	当事業年度に開催した取締役会12回の全てに出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	小林哲也	当事業年度に開催した取締役会12回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社 外 監 査 役	土 肥 孝 治	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回、また監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	槇 村 久 子	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回、また監査役会15回のうち14回に出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	十 市 勉	当事業年度に開催した取締役会12回および監査役会15回の全てに出席し、エネルギー経済・エネルギー政策の研究者としての見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	大 坪 文 雄	当事業年度に開催した取締役会12回および監査役会15回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 124百万円 |
| b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 307百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当事業年度の監査計画や報酬見積りなどの相当性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である、関電プラント株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が、Kansai Electric Power Australia Pty Ltdの計算関係書類の監査は、Deloitte Touche Tohmatsuが行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「環境情報開示改善に関する助言業務」等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。
- b. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

連結貸借対照表

2019年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,426,676	固 定 負 債	4,062,102
電気事業固定資産	3,175,092	社 債	1,060,282
水力発電設備	287,637	長期借入金	1,864,563
汽力発電設備	374,364	退職給付に係る負債	369,472
原子力発電設備	390,501	資産除去債務	501,354
送電設備	790,303	繰延税金負債	1,831
変電設備	407,612	その他の固定負債	264,598
配電設備	803,893	流 動 負 債	1,633,925
業務設備	100,211	1年以内に期限到来の固定負債	532,364
その他の電気事業固定資産	20,567	短期借入金	146,096
その他の固定資産	827,236	コマーシャル・ペーパー	270,000
固定資産仮勘定	709,077	支払手形及び買掛金	125,429
建設仮勘定及び除却仮勘定	579,917	未払税金	66,875
原子力廃止関連仮勘定	73,025	災害復旧費用引当金	2,104
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	56,134	その他の流動負債	491,055
核 燃 料	506,278	引 当 金	28,389
装荷核燃料	69,576	濁水準備引当金	28,389
加工中等核燃料	436,702	負 債 合 計	5,724,417
投資その他の資産	1,208,991	株 主 資 本	1,438,839
長期投資	337,233	資 本 金	489,320
関係会社長期投資	456,672	資 本 剰 余 金	66,656
繰延税金資産	372,906	利 益 剰 余 金	979,669
その他の投資等	44,650	自 己 株 式	△ 96,806
貸倒引当金(貸方)	△ 2,471	その他の包括利益累計額	75,404
流 動 資 産	830,687	その他有価証券評価差額金	82,937
現金及び預金	180,628	繰延ヘッジ損益	△ 9,514
受取手形及び売掛金	312,519	為替換算調整勘定	9,015
たな卸資産	163,937	退職給付に係る調整累計額	△ 7,034
その他の流動資産	176,133	非支配株主持分	18,702
貸倒引当金(貸方)	△ 2,531	純 資 産 合 計	1,532,946
合 計	7,257,363	合 計	7,257,363

連結損益計算書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営業費用	3,102,807	営業収益	3,307,661
電気事業営業費用	2,536,281	電気事業営業収益	2,668,312
その他事業営業費用	566,526	その他事業営業収益	639,349
営業利益	(204,853)		
営業外費用	53,707	営業外収益	52,490
支払利息	30,430	受取配当金	11,324
その他の営業外費用	23,276	受取利息	2,306
		固定資産売却益	17,941
		持分法による投資利益	11,671
		その他の営業外収益	9,244
当期経常費用合計	3,156,515	当期経常収益合計	3,360,151
当期経常利益	203,636		
湯水準備金引当又は取崩し	△ 558		
湯水準備引当金取崩し(貸方)	△ 558		
特別損失	30,922		
災害による損失	12,828		
関係会社投資損失	18,093		
税金等調整前当期純利益	173,272		
法人税等	57,530		
法人税等	27,210		
法人税等調整額	30,319		
当期純利益	115,742		
非支配株主に帰属する利益	664		
親会社株主に帰属する利益	115,077		

貸借対照表

2019年3月31日現在

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	5,893,261	固 定 負 債	3,827,502
電気事業固定資産	3,259,676	社 債	1,060,000
水 力 発 電 設 備	292,684	長 期 借 入 金	1,670,103
汽 力 発 電 設 備	375,660	長 期 未 払 債 務	5,534
原 子 力 発 電 設 備	397,918	未 払 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 抛 出 金	10,900
内 燃 力 発 電 設 備	3,514	リ ー ス 債 務	49
新 工 ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	1,049	関 係 会 社 長 期 債 務	72,115
送 電 設 備	804,239	退 職 給 付 引 当 金	334,360
変 電 設 備	414,333	資 産 除 去 債 務	493,275
配 電 設 備	852,941	雑 固 定 負 債	181,163
業 務 設 備	101,316	流 動 負 債	1,573,581
貸 付 設 備	16,017	1年以内に期限到来の固定負債	466,496
附 帯 事 業 固 定 資 産	17,042	短 期 借 入 金	130,000
事 業 外 固 定 資 産	6,426	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	270,000
固 定 資 産 仮 勘 定	698,284	買 未 払 掛 金	64,986
建 設 仮 勘 定	566,132	未 払 掛 金	50,244
除 却 仮 勘 定	2,991	未 払 費 用	230,434
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	73,025	未 払 税 金	52,804
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	56,134	預 り 金	29,161
核 心 燃 料	506,278	関 係 会 社 短 期 債 務	208,848
装 荷 核 燃 料	69,576	諸 前 受 金	64,361
加 工 中 等 核 燃 料	436,702	災 害 復 旧 費 用 引 当 金	1,301
投 資 そ の 他 の 資 産	1,405,552	引 雑 流 動 負 債	4,941
長 期 投 資	198,521	引 当 金	28,389
関 係 会 社 長 期 投 資	870,779	渴 水 準 備 引 当 金	28,389
長 期 前 払 費 用	26,171	負 債 主 本 資 本	5,429,473
繰 延 税 金 資 産	310,478	資 本 本 剰 余 金	925,132
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 398	利 益 剰 余 金	489,320
流 動 資 産	511,310	利 益 剰 余 金	67,031
現 金 及 び 預 金	125,522	そ の 他 利 益 剰 余 金	67,031
未 払 掛 金	235,698	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	465,469
貯 蓄 品	23,249	繰 越 利 益 剰 余 金	40,729
前 払 費 用	68,544	自 己 株 式	424,696
関 係 会 社 短 期 債 権	1,702	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 96,689
雑 流 動 資 産	41,456	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	49,965
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 1,981	繰 延 へ ッ ジ 損 益	50,476
		純 資 産 合 計	975,097
合 計	6,404,571	合 計	6,404,571

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久 ⑤
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ⑤
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋 野 智 也 ⑤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋 野 智 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2019年4月25日の取締役会決議により、2020年4月1日（予定）に一般送配電事業を会社分割の方法によって「関西電力送配電株式会社」に承継させることとし、同日付で、同社との間で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の構築および運用の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2019年5月13日

関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	八	嶋	康	博	Ⓔ
常任監査役(常勤)	田	村	康	生	Ⓔ
常任監査役(常勤)	樋	口	幸	茂	Ⓔ
監査役	土	肥	孝	治	Ⓔ
監査役	榎	村	久	子	Ⓔ
監査役	十	市		勉	Ⓔ
監査役	大	坪	文	雄	Ⓔ

(注) 監査役土肥孝治、監査役榎村久子、監査役十市勉および監査役大坪文雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第5号議案まで）〉

第1号議案から第5号議案までは、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2018年度の業績が4期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、2019年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円　総額22,340,121,050円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月24日（月曜日）

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

わが国のエネルギー政策において、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点から、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的とした電力システム改革が進められております。2020年4月には、その第3段階として、改正電気事業法が施行され、送配電部門の中立性を一層確保して更なる競争的な市場環境を実現することをねらいに、一般送配電事業と発電事業または小売電気事業の兼業が原則禁止となり、一般送配電事業の分社化（以下、「法的分離」という。）が求められております。

当社は、この法の要請に応えるため、本年4月1日、一般送配電事業およびこれに附帯する事業を担う事業主体として当社の100%子会社である関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」または「吸収分割承継会社」という。）を設立し、2020年4月1日（予定）をもって、当該事業を吸収分割の方法により同社に承継させる吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を、同社と締結いたしました。

なお、発電事業および小売電気事業については、保有する経営資源を時々の環境に応じて最適に活用できるように、法的分離後も事業持株会社として一体となって推進し、お客さまや社会のみなさまに、より多様なエネルギーソリューションをお届けし、多くのみなさまからお選びいただくことで、グループ価値の最大化を図ってまいります。

当社は、法的分離に的確に対応するとともに、関西電力送配電を含め、引き続き安全・安定供給を全うし、事業環境の変化を乗り越え、変革を進めることで、グループ全体の持続的な成長を実現してまいります。

本議案は、本契約についてご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

本契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書

関西電力株式会社(以下「甲」という。)と関西電力送配電株式会社(以下「乙」という。)とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。)について、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲が営む一般送配電事業及び附帯する事業(以下、これらを「本件事業」という。)に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：関西電力株式会社

住所：大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：関西電力送配電株式会社

住所：大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

1. 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して普通株式4,090万株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金399億9,500万円とする。

(2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金99億9,500万円とする。

(3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

第9条（本契約の変更・解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年4月25日

甲 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 ㊟

乙 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
取締役社長 土井 義宏 ㊟

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は次のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1. 承継する資産

(1) 固定資産

- ① 本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産
- ② 本件事業が主として利用する事業所等の土地・建物・設備等
- ③ 株式会社かんでんエンジニアリング、関電サービス株式会社の株式

(2) 流動資産

本件事業に属する現金、預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他の固定負債(但し、社債及び借入金に関する固定負債を除く。)

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、未払税金、預り金、諸前受金その他の流動負債(但し、社債、借入金及び関係会社からの預り金に関する流動負債を除く。)

3. 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している、本件事業に従事している従業員(管理間接、土木建築、情報通信要員及び将来的に主として本件事業以外の事業に従事することが相当であると考えられる者を除く。)及び本件事業に従事していないものの、将来的に主として本件事業に従事することが相当であると考えられる従業員に係る雇用契約上の地位及びこれに付随する権利義務

4. 承継する契約上の地位及び権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他の本件事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務（上記1. 及び2. により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）。但し、上記1. 及び2. により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの

(3) 知的財産権

本件事業に属するソフトウェア及び著作権

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他規則上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式4,090万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金および準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資本金	39,995百万円
資本準備金	9,995百万円
利益準備金	0円

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
2019年4月1日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
資産合計	10	負債純資産合計	10

5. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社事業の現状に則して事業内容をより明確にするとともに、今後の事業展開に対応するため、第2条（目的）を変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <p>(2) 熱供給事業</p> <p>(3) 電気通信事業</p> <p>(4) 情報処理及び情報提供サービス事業</p> <p>(5) ガス供給事業</p> <p>(6) 電気機械器具及び蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守</p> <p>(7) 鉄道事業法による運輸事業</p> <p>(8) 不動産の売買、賃貸借及び管理</p> <p>(9) 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売</p> <p>(10) 前各号に附帯関連する事業</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <p>(2) <u>ガス事業</u></p> <p>(3) 熱供給事業</p> <p>(4) <u>エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送</u></p> <p>(5) <u>エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守</u></p> <p>(6) 電気通信事業</p> <p>(7) 情報処理及び情報提供サービス事業</p> <p>(8) <u>放送事業</u></p> <p>(9) 不動産の売買、賃貸借及び管理並びに不動産投資顧問業</p> <p>(10) <u>ホテル事業</u></p> <p>(11) <u>介護サービス事業</u></p> <p>(12) <u>鉄道及びバスによる運輸事業</u></p> <p>(13) <u>土木・建築に関する調査、設計、施工及び監理</u></p> <p>(14) 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売</p> <p>(15) 前各号に附帯関連する事業</p>

第4号議案 取締役全員任期満了につき13名選任の件

取締役全員（14名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 八木 誠 <small>まこと</small>	取締役会長	8	再任 島本 恭次 <small>もと やす じ</small>	取締役常務執行役員
2	再任 岩根 茂樹 <small>いわね しげき</small>	取締役社長	9	新任 松村 孝夫 <small>まつむら たかお</small>	常務執行役員
3	再任 土井 義宏 <small>どい よしひろ</small>	取締役副社長執行役員	10	再任 社外 井上 礼之 <small>いのうえ のりゆき</small> 独立	社外取締役
4	再任 森本 孝 <small>もりもと たかし</small>	取締役副社長執行役員	11	再任 社外 沖原 隆宗 <small>おき ほん たかむね</small> 独立	社外取締役
5	再任 彌園 豊一 <small>みそのとよかず</small>	取締役副社長執行役員	12	再任 社外 小林 哲也 <small>こばやし てつや</small> 独立	社外取締役
6	再任 稲田 浩二 <small>いなだ こうじ</small>	取締役常務執行役員	13	新任 社外 榎村 久子 <small>まきむら ひさこ</small> 独立	社外監査役
7	新任 森中 郁雄 <small>もりなか いくお</small>	常務執行役員		社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者	

候補者番号

1

やぎ まこと
八木 誠

(生年月日) 1949年10月13日

再任

当社株式の所有数 35,700株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1972年 4月 関西電力株式会社入社
2005年 6月 同社取締役電力システム事業本部副事業本部長
2006年 6月 同社常務取締役
2009年 6月 同社取締役副社長
2010年 6月 同社取締役社長
2011年 4月 電気事業連合会会長（2016年6月 退任）
2016年 6月 関西電力株式会社取締役会長（現在に至る）
2017年 5月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役
- ・日本生命保険相互会社社外取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

2005年6月に取締役に就任以降、原子力事業本部長等を歴任のうえ、2010年6月から取締役社長として、また、2016年6月からは取締役会長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献するとともに、2011年4月から2016年6月まで電気事業連合会の会長として電力業界の発展に貢献してきました。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

いわね しげき
岩根 茂樹

(生年月日) 1953年5月27日

再任

当社株式の所有数 35,300株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1976年 4月 関西電力株式会社入社
2007年 6月 同社執行役員企画室長
2010年 6月 同社常務取締役
2012年 4月 同社取締役副社長
2013年 6月 同社取締役副社長執行役員
2016年 6月 同社取締役社長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・田辺三菱製薬株式会社社外取締役

【取締役候補者とした理由】

2010年6月に取締役に就任以降、総合企画本部長等を歴任のうえ、2016年6月からは取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

3

ど い よ し ひ ろ
土井 義宏

(生年月日) 1954年10月25日

再任

当社株式の所有数 22,680株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1979年 4月 関西電力株式会社入社
2006年 6月 同社執行役員和歌山支店長
2007年 6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業本部長、ネットワーク技術部門統括
2009年 6月 同社常務取締役
2013年 6月 同社取締役常務執行役員
2016年 6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る）

【現在の担当】

送配電カンパニー長、行為規制担当、業務全般

【重要な兼職の状況】

・日立造船株式会社社外監査役

【取締役候補者とした理由】

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2009年6月に取締役に就任以降、経営改革・IT本部長、電力流通事業本部長、行為規制担当、送配電カンパニー長を務め、これらの分野における専門的識見を有するとともに、2016年6月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

も り も と た か し
森本 孝

(生年月日) 1955年9月5日

再任

当社株式の所有数 13,803株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1979年 4月 関西電力株式会社入社
2007年 6月 同社執行役員大阪南支店長
2009年 6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、リビング営業部門統括
2011年11月 同社執行役員企画室長
2012年 4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、経営企画部門統括
2014年 6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務局長、総合企画本部副本部長、経営企画部門統括
2015年 6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理（経営企画部門）、総合企画本部 本部事務局長
2016年 6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る）

【現在の担当】

経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当

【重要な兼職の状況】

・東洋テック株式会社社外取締役

【取締役候補者とした理由】

主に営業部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に取締役に就任以降、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

み その とよ か ず
彌園 豊一

(生年月日) 1956年11月1日

再任

当社株式の所有数 11,000株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年 4月 関西電力株式会社入社
2011年 6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、営業企画部門統括
2015年 6月 同社常務執行役員お客さま本部長代理
2018年 6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
営業本部長

【取締役候補者とした理由】

主に企画部門や営業部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役に就任以降、営業本部長を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

い な だ こう じ
稲田 浩二

(生年月日) 1960年3月9日

再任

当社株式の所有数 8,100株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1984年 4月 関西電力株式会社入社
2013年 6月 同社執行役員総合企画本部副本部長、C S R・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括
2015年 6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務局長代理、総合企画本部副本部長、C S R・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括
2016年 6月 同社常務執行役員経営企画室担当、I T戦略室担当
2018年 6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
エネルギー・環境企画室担当（エネルギー企画）、電力需給・取引推進室担当、I T戦略室担当

【取締役候補者とした理由】

主にI T部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役に就任以降、エネルギー・環境企画室担当（エネルギー企画）、電力需給・取引推進室担当、I T戦略室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

7

もりなか いくお
森中 郁雄

(生年月日) 1956年12月16日

新任

当社株式の所有数 13,670株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1979年 4月 関西電力株式会社入社
2010年 6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子力発電部門統括
2012年 6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子力技術部門統括
2013年 6月 同社常務執行役員原子力事業本部長代理、原子燃料サイクル室担当（原燃契約）
（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

主に原子力部門における豊富な業務経験を有するとともに、2013年6月に常務執行役員に就任以降、原子力事業本部長代理、原子燃料サイクル室担当（原燃契約）を務め、これらの分野における専門的識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

8

しまもと やすじ
島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

再任

当社株式の所有数 11,101株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1983年 4月 関西電力株式会社入社
2014年 6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括
2016年 6月 同社常務執行役員火力事業本部長
2017年 6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る）
〔現在の担当〕
火力事業本部長

【取締役候補者とした理由】

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2017年6月に取締役に就任以降、火力事業本部長を務め、同分野における専門的識見を有しております。
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

9

まつむら たかお
松村 孝夫

(生年月日) 1955年4月4日

新任

当社株式の所有数 12,900株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年 4月 関西電力株式会社入社
2009年 6月 同社執行役員大阪南支店長
2012年 4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、地域エネルギー部門統括
2015年 5月 同社執行役員公益社団法人関西経済連合会専務理事
2017年 5月 同社常務執行役員お客さま本部長代理
2018年 6月 同社常務執行役員地域エネルギー本部長、再生可能エネルギー事業戦略室担当（現在に至る）

【取締役候補者とした理由】

土木建築部門、地域エネルギー部門、公益社団法人関西経済連合会出向などの幅広い業務経験を有するとともに、2017年5月に常務執行役員に就任以降、お客さま本部長代理、地域エネルギー本部長、再生可能エネルギー事業戦略室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

10

いのうえ のりゆき
井上 礼之

(生年月日) 1935年3月17日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数 1,000株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1994年 6月 ダイキン工業株式会社取締役社長
1995年 5月 同社取締役会長兼社長
1996年 6月 同社取締役社長
1999年 5月 社団法人関西経済同友会代表幹事（2001年5月 退任）
2001年 5月 社団法人関西経済連合会副会長
2002年 6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO
2003年 6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）
2011年 4月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）
2014年 6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

- ・ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員
- ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員や阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。

なお、井上氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

11

おきはら たかむね

沖原 隆宗

(生年月日) 1951年7月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 2004年 5月 株式会社U F J銀行取締役頭取
- 2004年 6月 株式会社U F Jホールディングス取締役
- 2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員（2008年4月 退任）
- 2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取
- 2008年 4月 同社取締役副会長
- 2010年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会長（2014年6月 退任）
- 2014年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問
- 2014年 6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）
- 2018年 4月 株式会社三菱UFJ銀行特別顧問（行名変更）（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・株式会社三菱UFJ銀行特別顧問
- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役
- ・株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役

【取締役候補者とした理由】

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役会長や株式会社三菱東京UFJ銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）の取締役副会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任している他、損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役および株式会社オービックビジネスコンサルタント社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。

なお、沖原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

12

こばやし てつ や
小林 哲也

(生年月日) 1943年11月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 2007年 6 月 近畿日本鉄道株式会社取締役社長
- 2015年 4 月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長（現在に至る）
- 2015年 4 月 近畿日本鉄道株式会社取締役会長（現在に至る）
- 2015年 6 月 関西電力株式会社社外取締役（現在に至る）
- 2018年 5 月 公益社団法人関西経済連合会副会長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長
- ・近畿日本鉄道株式会社取締役会長
- ・近鉄不動産株式会社取締役会長
- ・株式会社さんえい取締役
- ・三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役
- ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役
- ・株式会社近鉄百貨店取締役
- ・KNT-CTホールディングス株式会社取締役会長
- ・公益社団法人関西経済連合会副会長

【取締役候補者とした理由】

鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近鉄グループにおいて、近鉄グループホールディングス株式会社の取締役会長や近畿日本鉄道株式会社の取締役会長に就任している他、三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役および株式会社近鉄エクスプレス社外取締役などに就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。

なお、小林氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

13

まきむら ひさこ
榎村 久子

(生年月日) 1947年8月27日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 1993年 4月 奈良文化女子短期大学教授
- 1996年 4月 奈良県立商科大学商学部教授
- 1998年 4月 奈良県立商科大学商学部教授、同大学附属図書館長
- 2000年 4月 京都女子大学現代社会学部教授
- 2004年 4月 京都女子大学現代社会学部教授、同大学院現代社会研究科教授
- 2011年 6月 関西電力株式会社社外監査役（現在に至る）
- 2013年 4月 京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員（現在に至る）
- 2013年 4月 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員
- ・一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会理事長
- ・積水ハウス株式会社社外監査役

【取締役候補者とした理由】

奈良県立商科大学教授や京都女子大学教授、同大学院教授を歴任し、現在は客員研究員として活躍されるなど、学識経験者として経験豊富であることに加えて、2011年6月から当社の社外監査役を務めており、これらの経験や識見を、当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

榎村氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、新たに取締役候補者としました。

なお、榎村氏が業務執行者であった法人および業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

- (注) 1. 井上礼之、沖原隆宗、小林哲也および榎村久子の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。また、榎村久子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 小林哲也氏が株式会社近鉄百貨店の取締役として在任中の2018年10月に、同社は、優待ギフト送料の額の引上げに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は16年、沖原隆宗氏は5年、小林哲也氏は4年であります。
- また、榎村久子氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって8年であります。
5. 当社は、井上礼之、沖原隆宗および小林哲也の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
- また、榎村久子氏の選任が可決された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役全員任期満了につき7名選任の件

監査役全員（7名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役7名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 八嶋康博	常任監査役
2	新任 すぎ杉もと本 やすし康	取締役 常務執行役員
3	再任 樋口ゆきしげ茂	常任監査役
4	再任 社外 独立 と市 つとむ勉	社外監査役
5	再任 社外 独立 おお大 つぼ坪 ふみ文 お雄	社外監査役
6	新任 社外 独立 さ佐 さ々木 しげ茂 お夫	—
7	新任 社外 独立 か加 が賀 あ有 つ津 こ子	—

社外 社外監査役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号

1

やしま やすひろ
八嶋 康博

(生年月日) 1953年9月21日

再任

当社株式の所有数 22,000株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

1977年 4月 関西電力株式会社入社
2008年 6月 同社執行役員燃料室長
2009年 6月 同社執行役員地域共生・広報室長
2011年 6月 同社常務取締役
2013年 6月 同社取締役常務執行役員
2016年 6月 同社取締役副社長執行役員
2017年 6月 同社常任監査役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

・株式会社きんでん社外監査役

【監査役候補者とした理由】

主に燃料部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2011年6月に取締役に就任以降、広報室担当、秘書室担当、立地室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有し、2016年6月からは代表取締役として当社グループの経営を担うとともに、2017年6月からは常任監査役に就任し、当社の監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の監査を担うにふさわしいと判断していることから、監査役候補者となりました。

候補者番号

2

すぎもと やすし
杉本 康

(生年月日) 1955年4月23日

新任

当社株式の所有数 24,700株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

1978年 4月 関西電力株式会社入社
2007年 6月 同社執行役員東京支社長
2010年 6月 同社執行役員経理室長
2014年 6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る）

〔現在の担当〕

調達本部長、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当

【監査役候補者とした理由】

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2014年6月に取締役に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の監査を担うにふさわしいと判断していることから、新たに監査役候補者となりました。

候補者番号

3

ひぐち ゆきしげ
樋口 幸茂

(生年月日) 1955年8月4日

再任

当社株式の所有数 9,736株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

1981年 4月 関西電力株式会社入社
2010年 6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、火力事業本部副事業本部長
2013年 6月 同社執行役員火力事業本部副事業本部長、火力建設部門統括
2015年 6月 同社執行役員火力事業本部副事業本部長、火力開発部門統括
2016年 6月 同社常任監査役（現在に至る）

【監査役候補者とした理由】

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2010年6月に執行役員に就任以降、火力事業本部副事業本部長等を務め、同分野における専門的識見を有するとともに、2016年6月からは常任監査役に就任し、当社の監査を担っております。これらの経験や識見を踏まえ、当社の監査を担うにふさわしいと判断していることから、監査役候補者となりました。

候補者番号

4

と いち つとむ
十市 勉

(生年月日) 1945年12月26日

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数 なし
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

2001年 6月 財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事・首席研究員
2006年 6月 同研究所専務理事・首席研究員
2011年 6月 同研究所顧問
2012年 4月 一般財団法人日本エネルギー経済研究所顧問
2013年 6月 同研究所研究顧問
2015年 6月 関西電力株式会社社外監査役（現在に至る）
2017年 6月 一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

・一般財団法人日本エネルギー経済研究所参与

【監査役候補者とした理由】

エネルギー経済の動向やエネルギー政策などに関する調査・研究を行っている一般財団法人日本エネルギー経済研究所において、専務理事・首席研究員など数々の要職を歴任しており、研究者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。

十市氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、監査役候補者となりました。

なお、十市氏が業務執行者であった法人と当社との間には調査委託および会費支払いの取引関係がありますが、その年間取引額は、同法人の経常収益の1%未満であります。

候補者番号

5

おおつば ふみ お
大坪 文雄

(生年月日) 1945年9月5日

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数 3,000株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

2006年6月 松下電器産業株式会社取締役社長
2008年10月 パナソニック株式会社取締役社長（社名変更）
2012年6月 同社取締役会長
2013年7月 同社特別顧問（現在に至る）
2017年6月 関西電力株式会社社外監査役（現在に至る）

（重要な兼職の状況）

- ・パナソニック株式会社特別顧問
- ・帝人株式会社社外取締役

【監査役候補者とした理由】

家電機器や住宅関連機器などの製造・販売をグローバルに展開しているパナソニック株式会社の取締役社長、取締役会長を歴任している他、帝人株式会社の社外取締役役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、監査役候補者となりました。

なお、大坪氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

6

さ さ き しげ お
佐々木 茂夫

(生年月日) 1944年10月12日

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数 なし
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

2006年5月 大阪高等検察庁検事長（2007年7月 退官）
2007年8月 弁護士登録（現在に至る）

（重要な兼職の状況）

- ・積水樹脂株式会社社外監査役
- ・岩井コスモ証券株式会社社外取締役

【監査役候補者とした理由】

大阪高等検察庁検事長その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍されるなど、法曹として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけるものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

佐々木氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、新たに監査役候補者となりました。

候補者番号

7

かがあつこ
加賀 有津子

(生年月日) 1963年9月21日

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および重要な兼職の状況）

1987年 4月 株式会社プラス・ワン取締役（1989年3月 退任）

2002年 4月 大阪大学大学院工学研究科助教授

2007年 4月 同大学院工学研究科准教授

2009年 4月 同大学院工学研究科教授（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

・大阪大学大学院工学研究科教授

【監査役候補者とした理由】

民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍されるなど、学識経験者として経験豊富であり、その経験や識見を当社の監査に活かしていただけたものと考えております。

また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外監査役として適任であると判断していることから、新たに監査役候補者となりました。

なお、加賀氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

- (注) 1. 十市勉、大坪文雄、佐々木茂夫および加賀有津子の各氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、十市勉および大坪文雄の両氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。また、佐々木茂夫および加賀有津子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。
3. 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 佐々木茂夫氏が株式会社神戸製鋼所の社外監査役として在任中に、同社およびそのグループ会社において公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為など、同社グループが提供する製品、サービスに関する不適切な行為が行われていたことが、2017年10月に公表されました。同氏は、問題の判明時には社外監査役を退任しており、また、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から企業としてのあるべき姿について、あるいはコンプライアンス遵守の視点に立った提言を取締役会やその他の場で行い、注意喚起しておりました。
4. 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、十市勉氏は4年、大坪文雄氏は2年であります。
5. 当社は、十市勉および大坪文雄の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において両氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
- また、佐々木茂夫および加賀有津子の両氏の選任が可決された場合、両氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

<株主からのご提案全般に対する取締役会の意見>

第6号議案から第26号議案までは、株主からのご提案によるものであります。取締役会としては、第6号議案から第26号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、原子力発電、原子燃料サイクルおよびCSRに関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

原子力発電については、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」の観点から、引き続き重要な電源として活用していく必要があること、また、昨年に閣議決定された国のエネルギー基本計画においても、「重要なベースロード電源」と位置づけられていることから、安全確保を大前提に、将来にわたって活用してまいります。あわせて、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進し、電源の低炭素化に取り組んでまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、立地地域のみなさまのご理解を賜わりながら、早期に再稼働するとともに、安全最優先で運転・保んに万全を期してまいります。

原子燃料サイクルについては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針とすることとされており、引き続き推進してまいります。

CSRについては、「経営理念」において社会的責任を全うすることを安全最優先とともに経営の基軸に位置づけ、さらに「関西電力グループCSR行動憲章」において、CSR行動原則を掲げております。これらに基づき全ての事業活動を展開し、社会のみなさまからの信頼を確固たるものにしてまいりたいと考えております。

なお、株主からのご提案のうち、定款変更議案の多くは業務執行に関するものでありますが、機動的かつ柔軟な事業運営を確保する観点から、具体的な業務執行については取締役会で適宜決定していくことが相当であり、定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

〈株主(35名)からのご提案(第6号議案から第9号議案まで)〉

第6号議案から第9号議案までは、株主(35名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(35名)の議決権の数は、565個であります。

第6号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「本公司は、次の事業を営むことを目的とする。」を「本公司は、エネルギーの持続可能な利用を実現することで事業の存続をめざす。そのため、化石燃料および原子力への依存からの脱却を進める。そして、再生可能エネルギーで維持される省エネルギー型の社会基盤形成とサービス提供を目的として、次の事業を営む。」に改める。

▼提案の理由

現在の定款第2条(目的)は、事業の目的ではなく、事業内容を列挙しているだけである。次の理由から、当社の使命を反映することを提案する。

気候変動枠組条約COP21で採択された「パリ協定」で、すべての締約国が、産業革命以降の地球平均気温上昇を2度未満に抑制する長期目標に合意した。今世紀の後半には、温室効果ガスの排出量をほぼゼロにする必要がある。脱炭素社会に向けて投資環境は変化しており、石炭火力など化石燃料に依る発電設備は座礁資産、つまり投資回収ができない資産となりつつある。

原子力発電は、事故時の損害が極めて大きく、差し止め訴訟により停止するリスクもある。放射性廃棄物などの長年にわたるリスク管理を将来の負担とすることで、長期的な利益を損ねている。そのため、事業の見通しが不透明になっている。

当社の存続・発展と、出資者の長期的な利益をより確かにするために、当社の使命をあらためて定めることを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(54頁)に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発を積極的に推進してまいります。あわせて、火力発電を最適に組み合わせることで、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」を達成する電源のベストミックスを目指してまいります。

また、エネルギーの効率的利用に資する商品やサービスメニューの提供に加え、高効率、高品質、高信頼度の次世代型ネットワークの構築などにより、再生可能エネルギーのさらなる活用やお客さまと社会の省エネルギーの実現に貢献してまいります。

第7号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

総会において、株主が発言した内容を議事録で確認できることは、討議を進展させる上での基本的な条件である。株主が総会で発言した内容が、取締役にも正しく伝わっているのかどうかを確認することも重要である。ところが現在、作成されている議事録は役員のみが記載され、株主の質問は記載されていないので、何が論点だったかを確認できるものになっていない。そのため議事録の正確な作成と開示を求める。

また、開示の方法についても、現在は株主が株主権行使の手続きをして初めて議事録を入手することができるが、その手続きは煩雑である。そして、株主でない一般の市民には入手することができない。総会の議事は株主以外の市民に対しても開示することで、株主以外の需要家（消費者）や市民の信頼を得ることになる。議事の内容の開示は、投資家の判断を助け、その信頼を獲得することで新規の株購入を促し、株価を維持することにもつながる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

第8号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第43条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社への不信を解消していくためには、日常の対話、情報開示が重要である。当社は、「関西電力グループCSR行動憲章」を定め、グループレポートの発行やウェブサイトでの情報発信、直接対話などに取り組むとしている。しかし、更なる情報の開示や納得のできる説明を求める声は多い。会社の最高意思決定機関である株主総会でさえも、役員による不誠実な答弁が繰り返されている。自治体等の大株主の発言も、軽視されてきた。更に、当社は、株主総会以外での直接対話も回避している。

役員は、法的要求を満たしているから問題ないという趣旨の答弁をしてきたが、株主にとっては、遵法はあたりまえで、対話を求めている。対話の質、そもそも対話になっているのかという問題である。「CSR行動憲章」を実現しなければならない。そのため、利害関係者の関心・意見を把握しつつ対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をCSR行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページ・SNSの活用などを通じて積極的に情報発信するとともに、地域や社会のみならずとの双方向のコミュニケーションの展開に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第44条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

経営効率化の不適切な進め方が、当社の業務、競争力の基盤を損ねる傾向が見られる。当社の技術的・組織的な基礎力が損なわれれば、自由化市場での競争はより困難になる。

2018年9月の台風21号による当社設備への被害は甚大だった。延べ1300本以上の当社電柱の倒壊、延べ220万需要家の停電などの被害が発生した。建設後、50年～60年経過した老朽化設備の集中豪雨や台風による事故多発が懸念されている。更に協力会社の工事力が低下しており、今後の災害対応や突発的な工事が困難になりつつある。

設備を支えるのは人材であるが、精神疾患患者数の高止まり、若年者の退職など、人材の喪失が懸念されている。「働き方改革」の掛け声はあるが、仕事量は変わらない。その結果、従業員は不払残業や過重労働に追い詰められている。このような状況が改善されなければ、人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、昨年の台風21号対応検証委員会を取りまとめた対策をはじめ、大規模災害に備えた対応を着実に実施するとともに、設備の保全に万全を期し、安全・安定供給の全うに向けた強靱な設備・体制の構築に取り組んでおります。

また、従業員一人ひとりのやる気・やりがいに配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を進めるとともに、働き方改革・健康経営を推進するなど、人材基盤の強化を進めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

〈株主(95名)からのご提案(第10号議案から第17号議案まで)〉

第10号議案から第17号議案までは、株主(95名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(95名)の議決権の数は、754個であります。

第10号議案 剰余金処分の件

▼提案の内容

当期末における剰余金の配当について、会社側提案より1株あたり5円多くする。

▼提案の理由

当社はHPに「原発は家計の味方」と書いている。昨年の株主総会で間違いを指摘したが、そのまま放置している。1月18日の日本経済新聞によれば、2010年、太陽光発電の発電単価は25だったが、2018年には5で5分の1に下がっている。一方原発のコストは10から15、1.5倍に増えている。(単位は米セント/kWh、米投資銀行の資料より、廃炉、廃棄物処分の費用は含まれない)

経産省による太陽光発電の買い取り価格は2012年には1kWh当たり40円だったが、2018年は18円、2025年には7円まで下げることが目標にしている。原発のコストは値上がりし、太陽光発電のコストは急速に値下がりしている。

HPに自分たちにとって都合のいい、間違った情報を載せるのは、イメージダウンでしかない。無駄で間違った広告をやめて、株主の配当に回すことを提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましても、2018年度の業績が4期連続の黒字となり、財務体質が改善しつつあることや、2019年度以降の収支状況など、経営環境を総合的に勘案し、第1号議案として提案しております剰余金の処分案が最適であると考えております。当社としては、中期経営計画に掲げる取組みにより、継続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

第11号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 岩根 茂樹

▼提案の理由

- 1 東日本大震災による福島原発の重大事故が延々と継続し、更なる被害と汚染が拡大する中、高浜原発、大飯原発の再稼働を強行し、我が国を亡国に導こうとしていること。
- 2 7年に渡って株主総会で当社の管内トップ3市、大阪市、京都市、神戸市から出された「再稼働反対」、「脱原発」への株主提案や意見をことごとく無視し続けていること。
- 3 「お客さまと社会のお役に立ち続ける」ことを掲げながら「脱原発」を求める電気消費者の圧倒的な声に耳を傾けないこと。
- 4 不必要な『中間貯蔵施設』の建設について、再稼働の条件であった福井県との約束を反故にし、原発を動かし続け、関係自治体の不信と混乱を更に増幅させていること。
- 5 原発依存によって経営悪化を招き、株価を低下させ、株主に多大な損害を与え続けていること。
- 6 経営環境の悪化を従業員・下請労働者の労働強化でしのぎながら、一方で不必要な役員・顧問を多数抱え、不当に高い報酬を支払っていること。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い、忠実にその職務を遂行しておりますので、解任を求められる事由はありません。

第12号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第31条の2 取締役の報酬及び業績を個別開示する。

▼提案の理由

当社は2006年、役員の退任慰労金制度を廃止した。しかし昨年の株主総会で退任時に当社株式の交付を行う株式報酬制度導入を決定した。当社の役員報酬は基本報酬と業績報酬で構成されるが、役員の業績が具体的に示されることはない。

現在行われている法務省法制審議会会社法制部会において、「役員が賠償を迫られた時のために、会社が保険料を拠出することができる」という要綱案が発表されている。水俣病、森永ヒ素ミルク事件、薬害エイズ、福島第一原発事故など会社の過失により市民が犠牲になった事件は後を絶たず、役員が責任を問われることは希である。この上、保険料まで会社が負担するのは許されない。原発推進の企業として責任の所在が希薄になることが危惧される。株主が取締役に対して会社への賠償を求めて訴訟を行い勝訴しても会社がその保険料を支払えば訴訟の意味がない。

取締役としての社会的責任を明確にするため役員報酬の個別開示を求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみならずにとって重要であると考えており、事業報告において基本報酬、当社の業績を反映した業績連動報酬および株式報酬という区分ごとに報酬の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

第13号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第8章 廃棄物の処理、管理

第45条 当社は安全に処理、処分、管理できない廃棄物を排出しない。

▼提案の理由

一昨年当社は福井県の要請に応え、使用済核燃料の県外貯蔵計画地を昨年中に公表すると約束し、それと引き換えに県は大飯3・4号の再稼働に同意した。だが当社はその約束を果たせず県知事に陳謝し、計画地点公表を2020年まで先延ばしした。核燃料サイクルは破綻しており、使用済核燃料の中間貯蔵を受け入れれば、永久の核のゴミ捨て場になるのは明らかで、引き受ける自治体はどこにもない。当社の既存原発の敷地内乾式貯蔵構想は長年に亘って築いてきた「県外立地」を主張する福井県との信頼関係を踏みにじるばかりか危険性も増すばかりであり、原発稼働の延命策でしかない。決定的な処分方法も処分地も不明なままに使用済核燃料を増やす原発は一刻も早く止めるべきである。また無駄な広告は止めて、原発は電気を生み出さなくなっても莫大なコストが必要であることを消費者に説明し、原発の不経済性を周知するべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用するとともに、原子燃料サイクルについては、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、引き続き推進してまいります。

第14号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 出資、債務保証の制限

第46条 当社は、日本原子力発電株式会社に対して、出資および債務保証をしない。

▼提案の理由

2012年以降、当社は日本原電からの電力供給をまったく受けていないが、昨年までに約1530億円もの電気料金を支払った。日本原電保有の敦賀原発2号機は直下に活断層があると指摘され、再稼働は見通せない。

東海第二原発は運転開始から40年を超えており、報道では安全対策費は約3000億円にものぼる。その東海第二のために東電をはじめ電力各社が出資、債務保証をし、当社も新たに200億円をこえる債務保証をするとの報道があった。東海第二の再稼働に必要な周辺自治体や住民の同意が得られることは困難で、訴訟リスクもあり、出資や債務保証は当社に重大な損失を与える。

当社は原発再稼働のための日本原電への出資や債務保証をしてはならない。同時に、日本原電との契約を見直し、年間約200億円以上にものぼる受電なき支払いをやめるべきである。そして、日本原電の業務態様を廃炉事業へ転換すべく株主である電力各社と協議に入るべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

日本原子力発電株式会社は、新規規制基準への適合性審査対応をはじめとする再稼働に向けた取組みを行っているところであり、当社にとって供給力確保の観点で重要なパートナーであります。また、同社は、国内における原子力発電のパイオニアとして、原子力事業の発展に重要な役割を果たしてきており、近年は原子力発電所の廃止措置や使用済燃料の中間貯蔵に関する先駆的な取組みを進め、当社をはじめ全ての原子力事業者にとって有用な知見やノウハウを蓄積しております。

当社は、当社の事業運営における同社の重要性などを総合的に評価し、当社に対し、必要かつ適切な範囲で出資および債務保証を実施しております。

第15号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 再処理の禁止

第47条 当社は再処理をせず、プルトニウムを利用しない。

▼提案の理由

日本の高速増殖炉もんじゅが廃炉が決定し、仏国のアストリッド高速炉は2019年で予算打ち切りと報道された。英国は2018年にソーブ再処理工場を閉鎖し、米国は2018年にMOX燃料の利用を中止した。

日本は47tのプルトニウムを所有、これは原爆5千発分に相当する。それでも核燃料サイクル計画を放棄しない日本は、国際社会から「核武装を考えているのではないか」と疑惑の目でみられている。このため政府は昨年7月のエネルギー基本計画に「プルトニウムの削減に取り組む」と明記した。全国各地の原発でMOX燃料を燃やし、プルトニウムを消費する計画だが、MOX燃料はコストも高く、危険で、使用済核燃料の行き場もない。

プルトニウムを削減するには再処理を止めるしかない。六ヶ所再処理工場にはすでに数兆円がたぎ込まれたが、放射性廃棄物を再処理せず、直接処分の方がコストも安く危険性もはるかに少ない。再処理の禁止を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子燃料サイクルについては、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、引き続き、プルサーマルによるプルトニウムの有効利用などを進めてまいります。

第16号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 脱原子力

第48条 当社は原子力発電を稼働しない。

▼提案の理由

福島原発事故後の電力業界は、3つの変革（電力自由化、福島原発事故処理、再生エネルギー展開）の中で、経営主体性を次第に失っている。電力自由化とは、他の地域の顧客を奪い合うことではないはずだ。電力会社は電気の製造会社であり、製造業の主役は「現場」であるにも関わらず、新しい変革の制度設計は、現場を知らない官僚、外部識者により、バラバラに議論されており、制度の矛盾が発生している。当社は官僚らの言いなりならず、総合的な視点で創造力溢れた指導力を発揮すべきである。原発の取扱いについても、エネルギー基本計画、原発再稼働・運営・廃棄物処理がバラバラに無責任に議論されている。経営判断として原発は明らかに合理性に欠けている。最多の原発を抱える当社は、電力会社の中でリーダーシップを取るべきである。勇気を持って脱原発を提案してほしい。電力会社に対する国民の信頼性を回復する鍵は、当社の勇気ある判断にかかっている。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

第17号議案 定款一部変更の件(6)**▼提案の内容**

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 原子力発電所老朽化対策検討委員会

第49条 当社は原子力発電所の老朽化対策の検討委員会を設置し、稼働40年を超える原発は運転しない。

▼提案の理由

当社は美浜3号、高浜1号、2号の再稼働を計画しているが、この3基については運転開始から40年以上経過しており、再稼働させるべきではない。これらの原発は半世紀近くも前の設計技術を基礎としており、安全対策でも最新の技術より劣っている。また、40年に亘って放射線を浴び続けている压力容器やその他の機器は劣化している。加えて新規制基準では機器をつなぐケーブルは、難燃性でなければいけないとされているが、防火シートで覆うことで良しとしている箇所がある。もし災害時に防火シートが破損すれば、ケーブルに引火して延焼する。更に、この3基が稼働すると、電力供給が過剰になり、原子力による発電が優先され、再生可能エネルギーによる発電への出力抑制が行われる恐れがある。運転開始40年を超える原発は廃炉にし、老朽原発の安全対策のための資金は、再生可能エネルギーの促進のために振り替えるべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

高浜発電所1、2号機および美浜発電所3号機については、新規制基準への適合が確認されているとともに、特別点検や劣化評価により、60年までの運転期間延長認可をいただいております。原子力規制委員会により安全性が確認されております。引き続き、安全最優先で安全性向上対策工事を進め、立地地域のみなさまのご理解を賜わりながら、早期の再稼働を進めてまいります。

〈株主(2名)からのご提案(第18号議案から第21号議案まで)〉

第18号議案から第21号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、724,793個であります。

第18号議案 定款一部変更の件(1)**▼提案の内容**

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をCSR行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページ・SNSの活用などを通じて積極的に情報発信するとともに、地域や社会のみならずとの双方向のコミュニケーションの展開に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第19号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。
(取締役の報酬の開示)

第31条の3 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新増設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

電気料金に関しては、過去2回にわたり、8府県と4指定都市から構成される関西広域連合から、電気料金の値上げに対し申し入れを実施しているが、前回の値下げによっても値上げ前の電気料金には、まだ戻ったとは言えない。

また、平成29年度における本提案は、株主からの提案の中で最も高い約4割の賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高いと思われる。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみならずにとって重要であると考えており、事業報告において基本報酬、当社の業績を反映した業績連動報酬および株式報酬という区分ごとに報酬の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

第20号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第50条 本社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や環境性能に優れた高効率の天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や環境性能に優れた高効率の天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進してまいります。あわせて、火力発電を最適に組み合わせることで、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」を達成する電源のベストミックスを目指してまいります。

第21号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第51条 本社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、近年深刻化する災害等にも対応し、電力の安定供給を行うことが使命である一般送配電事業については、送配電部門の子会社化による法的分離を見据えた組織改正を実施しているが、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組み、より中立的な送配電事業の強化を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、真にお客さまおよび株主のみならずの利益につながる最適な電力システムの実現に向け、国等の検討に積極的に協力していくことに加え、この改革を実効的なものとするためには、技術的課題への対応や原子力をはじめとする事業環境の整備が必要と考えており、その検証と必要な措置を国等に対して引き続き求めていくとともに、これらの課題解決に取り組んでまいります。

また、送配電事業については、中立性の一層の確保などを目的とする法の要請に応えるため、2020年4月に分社化することとしております。発電部門または送配電部門の売却等は行わず、引き続きバランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化につなげてまいります。

〈株主(1名)からのご提案(第22号議案から第25号議案まで)〉

第22号議案から第25号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第22号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第52条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

原発に過酷事故が発生すると広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない厳しい状況を真摯に受け止め、関電は脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も、万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

また、関電は国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（54頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となるしくみが導入されております。なお、当社としては、国や事業者間の負担のあり方を一層明確化するための見直しを引き続き求めてまいります。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示され、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的特性マップが提示されたことを契機に全国各地で対話活動が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携してまいります。

第23号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新
(安全文化の醸成)

第53条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、2004年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を踏まえて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得た教訓を踏まえ、2014年8月に将来世代まで引き継いでいく原子力安全に係る理念を社内規程として明文化し、これをもとに原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第24号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。
(再就職受入の制限)

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

第25号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。
(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

▼提案の理由

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。そして、経営の客観性及び透明性を高めるため取締役のうち社外取締役を過半数とし、経営監督機能向上のために指名委員会等設置会社への移行も視野に入れるべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

取締役については、現下の経営課題に対処するとともに、監督機能を強化するために必要かつ適切な体制として、第4号議案として提案させていただいているとおり、4名の社外取締役候補者を含む13名の候補者からなる構成が最適であると考えております。

これら取締役候補者の指名については、より客観性・透明性を確保できるよう、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会において決定しております。

〈株主(1名)からのご提案(第26号議案)〉

第26号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第26号議案 定款一部変更の件**▼提案の内容**

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発依存と安全性の確保)

第54条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

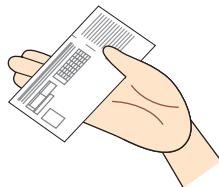
当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(54頁)に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用するとともに、再生可能エネルギーの開発・活用を積極的に推進してまいります。あわせて、火力発電を最適に組み合わせることで、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」を達成する電源のベストミックスを目指してまいります。

以上

議決権の行使についてのご案内

ご出席いただける場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただける場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



株主総会開催日時
2019年6月21日（金曜日）
午前10時

ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら、31頁から68頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



行使期限
2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

(2) インターネットによる議決権の行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。



行使期限
2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分まで

詳細は次頁をご覧ください

代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

相反する議案の取扱い

第1号議案と第10号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案および第10号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案および第10号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権の行使について

- (1) 議決権行使サイトのご案内
当社の指定する議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>
(午前2時から午前5時までは、お取り扱いを休止いたします。)
- (2) インターネットによる議決権行使方法
 - a. パソコンまたは携帯電話をご利用の場合
議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」(注)をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - b. スマートフォンをご利用の場合
議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」および「仮パスワード」の入力が初回に限り不要です。) ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
(注) 株主さま以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。
- (3) 議決権行使期限
2019年6月20日(木曜日)の午後5時30分まで受付させていただきます。
なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- (4) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合
到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合
最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使に関する注意事項
 - a. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのインターネット接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主さまのご負担となります。
 - b. パソコン、携帯電話またはスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話：0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以上

株主総会会場ご案内

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。

会場

大阪国際交流センター

大阪市天王寺区上本町8丁目2番6号



交通のご案内

- 近鉄：「大阪上本町」駅下車 ⑭番出口 徒歩約8分
- Osaka Metro：
 - 地下鉄「谷町九丁目」駅（谷町線・千日前線）下車 ⑤番出口または⑩番出口 徒歩約10分
 - 「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅（谷町線）下車 ①番出口または②番出口 徒歩約8分
 - バス「上本町八丁目」バス停 下車 徒歩約1分

※当日は駐車場、駐輪場をご用意しておりませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

